

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		第3回豊島区保健福祉審議会
事務局（担当課）		福祉部 福祉総務課
開 催 日 時		令和7年7月9日（水）18時30分～20時30分
開 催 場 所		豊島区役所本庁舎 8階 議員協議会室
議 題		1. 開会 2. 今期の審議会の進め方について 3. 地域保健福祉計画の進捗管理について （1）重層的支援体制整備事業の進め方について （2）豊島区の地域共生社会の推進について
公開の 可否	会 議	公 開
	会 議 録	公 開
出席者	委 員	活田啓文、猪飼敏夫、石井町子、市原寛一、大塚淳子、小川治郎、 神山裕美、木山弓子、小林ひろみ、小林裕太郎、佐野功、 佐野雅昭、副島由理、高田靖、高橋佳代子、田中治、田中悠美子、 塚田義信、外山克己、中澤まさゆき、中島修、西裕子、根岸幸子、 松下創一郎、宮崎牧子、村崎佳代子、山縣然太郎、祐東孝好 （敬称略）
	幹 事	福祉総務課長、自立支援担当課長、高齢者福祉課長、障害福祉課 長、障害支援担当課長、生活福祉課長、西部生活福祉課長、介護 保険課長、池袋保健所長、生活衛生課長、保健予防課長、健康推 進課長、長崎健康相談所長、子ども若者課長、子育て支援課長、 児童相談所長、子ども家庭支援センター所長、住宅・マンション 課長
	事務局	福祉総務課計画・施策推進担当係長、福祉総務課主事2名

審 議 経 過

<開会>

会 長：ただいまから第3回豊島区保健福祉審議会を開催します。

事務局より本日の配付資料について説明をお願いします。

事務局：(配付資料の確認)

会 長：ありがとうございました。

次に、本日の出欠者について、事務局より説明をお願いします。

事務局：(出欠者、説明)

会 長：次に本日の傍聴者について、報告をお願いします。

事務局：(傍聴者なし、説明)

<議事>

(1) 今期の保健福祉審議会の進め方について

会 長：それでは議事に入ります。今期の保健福祉審議会の進め方について、事務局より説明をお願いします。

事務局：(資料1 説明)

会 長：説明にあった通り、やるべきことがたくさんあります。初めて参加された方はびっくりされるかもしれません。国の動きがとても速く、区もそれについていかなくってはなりません。重層的支援体制整備事業がこれだけ広がってくると、国としても引き締めなくてはならないので、豊島区も、先進的なことをやってきたがそれだけではだめだということです。例えば、身寄りのないお年寄り支援事業なども、豊島区として検討していく必要があります。ご意見あればお願いします。なければ次の議事へ進みます。

(2) 重層的支援体制整備事業の進め方について

会 長：次は重層的支援体制整備事業の進め方について、事務局より説明をお願いします。

事務局：(資料3, 5 (机上配布事例) 福祉包括化推進部会実施状況 説明)

会 長：ポイントは本人同意なしに福祉包括化推進部会で検討しているということです。国が提出を求めるのは重層的支援会議にかける件数(本人同意を得ている)となります。これが豊島区は0件となっているということです。区はより難しいケースを対応しようとしたが、件数には数えられない(福祉包括化推進部会にかけている)ことになってしまっているということです。

事務局：支援についてどう対応してよいか悩むケースについて福祉包括化推進部会を実施しています。

委 員：同意が得られないとは、何についての同意なのかが分かりにくいです。実際には本人がどこかに相談しているわけで、そこから支援につなげなければならないと思います。

審 議 経 過

会 長： 例えば、事例にありましたようにひきこもりの子について家族が相談に来たとすると、家族からは同意得られるが、本人からは同意が得られないということになります。

事務局： このケースの場合は、支援をすすめていくなかで4月（保護廃止）になってしまったのでどうすべきか、というところで議論が始まりました。その後、さまざまな課との検討の中で支援策を検討し、何とか同意が取れそうだというケースをご紹介させていただきました。

委 員： 同意が得られた場合は、重層的支援会議はどのように開催されるのですか。

会 長： 各課に既存の会議との違いというところでご説明をお願いします。

事務局： 既存の各課の会議体もありますが、他部署との連携であらたな支援が見つかるのではないかとこのところを福祉包括推進部会、なければ新たにプランを作成するというのが重層的支援会議となります。大きな違いとしては、重層的支援会議では、その方に合ったプランを作成し、それをご本人に提示してご本人と一緒に進めていくという形になっています。福祉包括推進部会の方では本人同意が取れていないので、本人にどういったアプローチをしていくか、という議論になっています。

委 員： 会議体についてもっと知りたいです。福祉包括推進部会のメンバーは、支援に関わっている人すべて、重層的支援会議では問題によりメンバーが変わってくるということですか。

事務局： 福祉包括推進部会は16課18名程度で検討を行っています。福祉相談にかかわらず、健康部、住宅課、教育センター等も参加しています。まず担当課で検討し、さらに検討が必要なケースについて会議にかけています。

会 長： 地域保健福祉計画86ページに福祉包括化推進員の担当課が書かれていますのでご確認ください。豊島区はこれだけしっかり体制を作っています。

委 員： 窓口で対応をした人が、こういう人がメンバーになった方がよいと選ぶのですか。

事務局： ご指摘のようなパターンもあります。例えば、資料10の案件、路上生活で迷惑行為をする方、ご本人同意も得られないケースで他課ではなにかよい方法はあるか、ということで会議にかけることもあります。

委 員： 国の制度の数え方で0件となってしまう、という考えよりも、ご本人のためになる支援を検討することが大事というのが前提です。支援をすることになったとしたら、本人に何かしらの同意がとれなければ支援は始まらないので、0件とはならないものと思っています。難しいケースばかりで初めから同意をとるのは困難だとは思いますが、その方に合った支援を考えていくことが大事だと思います。

会 長： 最初から同意は難しいでしょうが、支援のプロセスの中で同意を取っていく場合、あとから件数の追加などもできるのではないですか。

事務局： 相談があった時点で本人から同意を取る区もありますが、それは豊島区では難しいと考えています。家族の相談で同意を取るのも酷な話なので、相談者が相談しに

審 議 経 過

くくなる状況は作りたくないと考えます。今後ご意見をふまえて検討していきたいです。

委 員： 支援プランというのは本人がどうしてほしいということが反映しているものではないのですか。本人のことを思ってただ周りが考えているのが包括化推進部会なのですか。本来は本人がどうしたいというのが初めにあるものではないのですか。

事務局： お見込みの通りです。

委 員： プランを一緒に立てていくということが同意にならないのですか。

事務局： プランを検討する中で、同意の取り方について整理がついていないところなのですが、本人に何らかの意思表示があればそれを同意と判断できるのであればそれを件数とできるように考えていきたいと思います。

副会長： これだけの人に関わって検討しているということは本人の何らかの同意があると判断できるのではないですか。同意書を取るというような、契約のような形式をとってしまうとこの会議にそぐわない形になってしまいます。

委 員： 形式にこだわることではないと思います。途中でご本人のお気持ちが変わると支援も変わってきます。最初にとった同意がずっと続くわけでもありません。やわらかい同意をとらえられたらよいのではないのですか。豊島区では、こういう形を同意ととらえています、というような共通理解が作ればよいと思います。

委 員： 自分なりに疑問を感じましたので意見をさせていただきます。この対象者の経歴をみると、重症な方だと思います。この方が進学に伴い生活保護廃止して、日常生活ができるレベルがあるのか心配です。重層的支援会議というよりも、障害者施設の範囲になるのではないかと感じました。そういうことを含めてご判断いただきたいです。

会 長： そういったお考えも含めて検討していくのが会議ということになります。

委 員： このケースの場合、まずはご本人が自殺をされないようにどうしていくかを考えなくてはならないと思います。命を守るために会議をしているのであれば、同意を取っていく場合ではないと感じました。

会 長： ゆるやかな同意のところをとると、件数がでてくると思いますし、それとも0件でも本人のためとなる会議体であればよしとするのか、そのあたりはどうですか。

事務局： ゆるやかな同意をとれるケース、同意をとっている場合ではないケース、あると思います。ケースの中身を見ながら場合に応じて整理していきたいと思います。

会 長： 非常に建設的な意見交換ができたと思います。他にいかがでしょうか。

委 員： 社会的参加、という言葉がでてくるがどういう意味ですか。

事務局： 形はいろいろですが、地域とのつながり、孤立を防ぐために何かできないか、何かしらの社会資源につなげることを社会参加と考えています。

会 長： 国は、参加ということに対する取り組みが弱かったです。いろいろな関わりを広げることを参加と呼んでいると思います。重層的支援会議0件については、豊島区

でも判断の仕方を見直す、豊島区では困難事例を包括化推進部会で積極的に対応してきたことを示すとともに、ゆるやかな同意ということも考えていくということでもよろしいですか。

(3) 豊島区の地域共生社会の推進について

会 長： 次の議事へ移ります。豊島区の地域共生社会の推進について、事務局より説明をお願いします。

事務局： (資料4、参考資料3、計画P8、15 説明)

会 長： 豊島区地域保健福祉計画に基づき社協のCSWが活躍しています。横断的に資源をつないでいく、そしてこういった課題を見つけていくということが大事です。いろいろな団体がつながっているということがCSWの成果であると思います。

委 員： 議論いただきありがとうございます。CSW活動が10年経ちます。制度の狭間にクローズアップした取り組みがとても大事と考え、期待をしてきました。10年経って、他の自治体でも取り組みが始まり、豊島区においてCSWは何でも屋さん、便利屋さんと呼ばれているという懸念をしています。専門職のCSWとして伸び伸び働いていくにはどうしていったらよいか、より地域が良くなるのか改めて考えていただきたいです。

会 長： 豊島区は先んじて導入してきたが、今後についての課題もあるということです。

副会長： 豊島区のCSWは、東京都の、全国の地域個別支援を引っ張ってきてくれました。社協としても、個別と地域の一体的支援を進めてきてくれたと思います。個別と地域の一体的支援というのが他の組織にはない一番の特徴だと思います。すべての方が社会的参加に結びつくわけではないですが、様々な活動をする中で何らかのつながりが増えていくのだと思います。障害や子供など、各相談援助の幅を広げることで制度の狭間は少なくなってきましたが、終活など、新たな問題も生じています。そういうところにも対応できるのがCSWであると思います。現在の8か所という圏域の配置が妥当か、正規の職員なのか、つまりはフットワーク軽いのか、というのが重要になってくると思います。非常勤が多いと知識や専門性など、情報共有などが難しくなります。

委 員： 現在の職員体制は正規15名、非正規1名となっています。かつてより非正規職員は減っています。正規職員の育児休暇取得もあるのでどうしても非正規職員は生じます。ただし、非正規から正規を目指してくれている職員もいます。

副会長： 15名正規職員をそろえているのは素晴らしいと思います。一方で、育児休暇は避けられないので、そこをどうフォローしていくかも考えていくべきところです。

会 長： 副会長がおっしゃった意図は、非正規職員が多いと他区の正規職員、つまりより待遇のいいところに引き抜かれてしまうことにもなるということですが、これだけ正規職員が多いことは素晴らしいです。

委 員： 16名の男女比はどうなっていますか。

委 員： 女性の方が多いです。

委 員： 8圏域の地域によって色々な特色、相談の強弱もあると思います。人数的には二人ずつと平等に配置されていますが、このエリアに困難ケースが多いとなると大変になってくるのではないですか？

委 員： 相談の多い地域はあります。そこには経験、専門知識のあるCSWを配置するようにしています。

委 員： スーパーバイザーのような全体を見て助言をするような存在はいますか。

委 員： 係長職としてスーパーバイザー的役割をする者が1名おります。その上に課長が全体を指揮しているという形です。

委 員： CSWの活動には期待しています。もっと人員を増やしてほしいと思います。8圏域を意識しているのですが、区民ひろばごとに2名ずつくらいいると相談しやすいのではないですか。また、AIを使ったデータベース化をすると経験の足りない職員でも事例対応しやすくなるのではないかと思います。事例共有の仕組みづくりをしていくべきです。それから、共生ということに対してですが、相談をしながら手を差し伸べる、という点ではCSWができることになると思います。それから色々な周りのボランティア団体が逆に対象者を手助けしていく、というところも共生社会といえるのではないかと思います。

会 長： 公的な機能も大事だが、インフォーマルな地域社会の機能も大事、そこをCSWに期待したいということです。地域共生社会とは、そういうところが大事になってくると思います。

委 員： 私も区民ひろばで地域活動をしています。地域の活動にもCSWに協力いただいています。信頼できる人材がそろっていると思います。専門家が学校などに派遣されている、というのがありますが地域の身近なところで活躍していただいているのがCSWと思っています。ただ、人数が足りません。町会も、民生・児童委員もこの団体でも人材不足、高齢化が進んでいます。ベテランは増えるが、身体が動かないというところがあります。面倒を見てきた側が、面倒を見られる年齢になってきています。そんな中でCSWさんは前向きに、積極的にできることをやってくれています。関わっている者として、頑張っているということをアピールしたくて発言しました。

委 員： 2つありまして、1つはとしまるサロンが新たな地域の支えあいの輪になっている、それが区民ひろばでやっているということです。ひろばに関わる方は高齢化が進んでいると感じます。そんな中で新たな支えあいの輪が関わりあって双方が活性化するとよいと思います。もう一つは、学生に地域保健福祉計画の概要版を見てもらったりするが、8圏域のマップのなかに東部、中央とかの記載がないと、豊島区を知らない方には位置がわかりづらいという意見がありました。

審 議 経 過

委 員： 今ご意見に出ました圏域については、障害者・障害福祉・障害児福祉計画推進会議でも出たので改善をしていただきたいと思います。圏域に1名は確かにしんどいです。2名いるとよいと思います。人材不足はどの分野でも起きていて、若者をいかに確保するかというのが重要な問題となっています。専門家や制度ができると地域が支え合わなくなると言われていますが、CSW はコーディネーターの役割が強いと思います。件数には出ませんが、点が線になり面になっていくという事例、つながりを作り周りを巻き込んで支え手になっていただくことが重要だと考えます。関わりのない人、知識のない人も巻き込んでいくことができるとよいと思います。どう変わったというのを区民に分かるような指標が何かあると分かりやすくよいと思います。あと、何でも屋でいいと思います。

委 員： 先ほどの職員数についての補足です。CSW の男女比についてですが、男性3名、女性13名でした。経験者で採用する方が多く、30代もこちらでは若者と考えています。何でも屋、という表現のところですが、困った部分もありまして、何でもできるから何でも任せてしまうケースもあります。そうすると個別支援から抜けられなくなってしまう場合があります。そうすると地域づくりや包括支援から離れてしまうので、やはり簡単なことは地域やっただき、地域の土台作りも重要かと考えます。

委 員： 重層的支援会議の件数が何で0件になるか、というところが少し分かりました。他の部署とも情報共有しながらやっていきます、という同意を取って行うのが重層的支援会議ということです。身寄りのない高齢者、重要な問題となっています。身寄り代行業者といわれている業者に対して、事業者としてこういうことを守っていくべきというガイドラインが国から出ています。豊島区としても、問題が起きないよう事業者への支援が必要ではないですか。特に医療機関、同意書をどういう形でご本人から出していただくのかなど、そういうところが重要と考えます。

会 長： 身寄りのない高齢者の支援については、今後見直しが重要となってきます。終活、成年後見等国の動向を含めて考えていくところだと思います。

委 員： 現在、自閉症の方を支援しています。学校卒業後、社会福祉の方でどうやって生きていくのかと考えていましたが、様々な方が支援していくことを感じました。あなたの力になると伝えることが必要なことだと思います。支援の中で、本人の同意も取れていくのではないかと思います。そうではないと支援者の意欲の低下につながるのではないですか。私もそういった支援に参加していきたいです。区民ひろばのCSW さんも、職員のみなさんも、皆さんへの見守りをしっかりしてくれているのがありがたいと思っています。

会 長： 支援の形が皆に伝わるようにしていければと思います。

副会長： 資料5ページにこれからの成果目標、成果指標をどうするかという課題が挙げられていて、これは重要な難しい問題ですぐに解決できるものではないです。すべて

が定量的に測れるわけではないですが、今日の事例の中でも、つながりができた数、地域活動につなげた数など、成果がわかるものを数値化していくよう検討できればいいと思います。

会 長： 重要なところだと思います。

では、本日予定された案件は以上となりますので、事務局から事務連絡がございましたらお願いいたします。

事務局： 本日は、本当にいろいろ貴重なご意見いただきまして誠にありがとうございました。

(事務連絡)

会 長： ありがとうございました。

それでは、皆さん、よろしいでしょうか。

以上で本日の保健福祉審議会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

提出された 資料等	〔事前送付資料〕 ・ 次第 ・ 豊島区保健福祉審議会 委員名簿 ・ 【資料 1】 今期の保健福祉審議会の進め方について ・ 【資料 2】 豊島区保健福祉審議会スケジュール（案） ・ 【参考資料 1】 「地域共生社会の在り方検討会議」 中間とりまとめ（抜粋） ・ 【参考資料 2】 社会援護局関係主管課長会議資料（抜粋） ・ 【資料 3】 令和 6 年度福祉包括化推進部会実施状況 ・ 【資料 4】 コミュニティソーシャルワーク事業 ・ 【参考資料 3】 コミュニティソーシャルワーク事業活動実績 〔机上配付資料〕 ・ 【資料 5】 福祉包括化推進部会事例（当日回収） ・ 【資料 6】 第 2 回保健福祉審議会（R7.1.）における委員からの意見一覧 ・ 【資料 7】 第 2 回保健福祉審議会議事録 ・ 第 6 期 豊島区地域保健福祉計画 令和 6 年度～令和 11 年度 （閲覧用） ・ 第 3 回保健福祉審議会における意見・質問票
--------------	--